

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第17回都市計画制度小委員会

平成24年6月28日

【事務局】 おはようございます。定刻となりましたので、今から社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会第17回都市計画制度小委員会を始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日ご出席の委員は、現在10名中8名お越しいただいております。議事運営第4に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。なお、小早川専門委員と吉田専門委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。

次に配付資料でございますけれども、資料の3枚目に一覧がございますが、本日、資料は1から3までご用意いたしております。参考資料は一部ご用意しております。ご確認くださいいただければと思います。

なお、本日、平成24年度緊急地震速報の訓練を実施することとでございます。この後、10時15分になりますと、庁内放送により緊急地震速報が伝達されるということで、皆様におかれましてはあらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

また、ご発言の際には、お手数ですが、お手元のマイクのスイッチをその都度入れてご発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、審議に入ります。どうぞよろしくお願いいたします。

最初の議題、「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」ということで、事務局からご説明いただきます。では、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、ご説明したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。資料2でございますが、「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」でございます。

前々回、1月の小委員会では、都市の低炭素化の促進についてと、これまでの議論と今後の対応の方向性ということでご審議をいただきました。前回3月は、その中でも都市の低炭素化の促進について、より具体的なご議論をいただいたところでございます。

1 ページ目の目次をごらんいただきたいと思いますが、今回は「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」と題しまして、小委員会でこれまで議論してきたことを踏まえまして、「第1. 都市計画をとりまく社会状況」に対しまして、「第2. 都市計画に関する今後の基本的な考え方」を整理いたしまして、第3といたしまして低炭素に関して早急に講ずべき事項、第4といたしまして中長期的に対応すべき事項について、案文として1本にまとめたものでございますので、ご審議いただければと思います。

本日のご意見を踏まえましての次回、おまとめいただきまして、この小委員会の中間的な取りまとめとして決定させていただければと考えております。また、その後は、引き続き実務的な検討を進めていきたいと考えているところでございます。

それでは、アンダーラインを引いてある箇所を中心に、かいつまんでご説明したいと思います。

おめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思いますが。

まず「第1. 都市計画をとりまく社会状況」についてでございます。大きく3つのポイントに整理いたしております。

(1)といたしまして、前回ご説明いたしました「地球環境問題とエネルギー制約」でございます。これにつきましては、下のほうになりますけれども、都市における地球環境問題の対応策を講じることは、社会全体での取り組みの中で大きな位置を占めているということ、そして、次のページになりますが、加えて、東日本大震災によりエネルギー制約が発生している、他方、市町村のまちづくりにおいては、必ずしも都市の低炭素化の意識が高いとは言えない実情にあるということを示しております。

(2)「人口減少・超高齢化」でございますけれども、この進展によりまして生産年齢人口も減少する、女性や高齢者が就業しやすい環境整備が不可欠になってくるわけですが、子育てしやすい環境ですとか、あるいは、高齢者が豊かに生活する居住環境とはなっていない状況にあるということを示しております。

次のページをごらんいただきたいと思いますが。

3点目といたしまして「財政制約と公共投資」でございます。財政状況の急速な悪化によりまして、今後は地域住民が新たな負担をせずに、十分な公共投資や行政サービスを受することは困難と見込まれる状況でございます。今後は、都市基盤の戦略的な維持管理・改築更新が重要となり、民間施設等の重要性が高まってきているという状況でございます。

続きまして、大きな項目第2でございます。こうした社会状況に都市計画が今後どのよ

うに対応していくべきかという基本的な考え方につきまして、大きく基本理念と制度の経緯と新たな施策展開の方向性という2点に整理をしております。

まず、(1)の「基本理念」でございます。基本理念といたしましては、今後、都市そのものをリフォームしていくためには「集約型都市構造化」、「都市と緑・農の共生」を目指すべき都市像として考えまして、都市計画の前提となります「民間活動の重視」を、都市計画事業や土地利用規制といった都市像を実現するための実現手段の基本的な考え方としていくことを示しております。

次の5ページになります。

まず、「集約型都市構造化」を目指すということございませけれども、これによりまして、交通面でのエネルギーの削減ですとか、地区・街区レベルでのエネルギーの効率的な利用が図られます。また、集約型都市構造化により、歩いて暮らせるまちとなることで、子育て世帯にとっては就業と子育てとの両立につながり、また、高齢者などの移動制約者にとっても生活しやすいまちとなるということが言えます。加えて、都市インフラの維持・更新の効率化・重点化、あるいは公共施設の有効活用、公共交通や福祉サービスの効率的提供など、財政負担の軽減にも資することになります。

次に、「都市と緑・農の共生」でございます。これを目指すことによりまして、地球環境問題への対応だけではなく、子育て世帯や高齢者など、多世代にとって良好な居住環境が確保された住みよいまちづくりの実現が図られることにもなるというものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思っております。

さらに、「民間活動の重視」ということでございます。都市計画の制度・運用につきましては、住民、NPO、企業などの民間の活動や投資が総合的に調和しつつ、自律的に活性化されていくように、民間活動の重視を旨として取り組んでいくということを示しております。

これまでの都市計画は、多くの実施手段について、行政主導的な色彩を有しておりました。しかし、今後、社会資本が維持・更新にシフトして民間投資のウエートが高まっていく中で、民間投資を下支えして律するという性格が大きいものとして都市計画を認識すべきであるということを示しております。

また、民間の資金、ノウハウを活用するPPPや、公的不動産を民間が活用して整備するPREなどを取り入れやすくなるような運用を心がけるべきであるということでございます。

また、民間の諸活動が活性化するためには、都市計画は身近でわかりやすいものでなければならない。運用面を含めて客観的で透明性のあるルールでなければならない、同時に、さまざまな意見を吸収しながら迅速かつ機動的に決定が行わなければならないということを示しております。

続きまして、7ページでございます。

こうした考え方を踏まえまして、(2)では「土地利用を中心とする制度の経緯と新たな施策展開の方向性」ということで、これまでと今後につきまして整理をしているところでございます。

まず、「これまでの施策」でございますが、昭和43年に現行都市計画法が制定されて以降、都市の拡散抑制に資する土地利用規制制度につきましては、これまで制度改善・構築を積み重ねてきているところでございます。

加えて、都市機能の集約化を誘導する観点からは、都市再生特別措置法や中心市街地活性化など、都心部への民間投資の促進を図る誘導施策を通じて、都市機能の集約に寄与してきたところでございます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。

これに対しまして、今後重要となる「ソフトな仕組みの構築」でございます。人口減少局面におきましても、安価で広い土地が確保しやすい郊外部に対する開発圧力が必ずしもなくなり、これにつきましては土地利用制度による対応が必要となつてまいります。また、集約化を進める場面で、土地利用の規制強化は財産価値を低減させると懸念されるということで、関係者の合意が一層得られにくくなるということがございます。地方公共団体は、土地利用制度の的確な運用が困難な状況に直面している、今後もその運用はさらに困難になってくるという状況がございます。

また、土地利用規制は受動的な仕組みであり、まちの改変を積極的に行う機能は弱いということがございます。このため、集約化を能動的に進めていくためには、民間の住宅や施設などが集約されるエリアに移転していくように、事業手法、支援措置などソフトな仕組みづくりを進めることが重要であると考えられます。

土地利用制度などは、都市計画の中核を担う地方公共団体が現実に運用できる制度でなければならない。まずは、これまで改善されてきた現行の土地利用制度などをよりの確に運用できるようにする必要があると考えられます。さらなる規制のための制度的対応は、現行制度を運用しやすい環境づくりを進めながら、地域主権改革・規制改革の趣旨や、こ

これらの制度改善の実施状況を踏まえて検討すべきと考えられます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

こうしたソフトな仕組みづくりといたしまして、例えば、土地利用規制に合わせて、民間開発に係る税制、予算などのインセンティブの付与の対象エリアを設定して、規制とインセンティブやディスインセンティブによる誘導等を組み合わせることが重要と考えられます。

また、規制を直ちに講ずるばかりではなく、長期的で大まかな土地利用の姿、中短期的で具体的な土地利用プラン、地区計画や用途地域による制度的な担保など、時間軸を意識して段階的なプロセスを示しながら、確度をあげて熟成していくことが重要であると考えられます。

また、より実効的な計画を作成するために、関係者が一堂に会してそれぞれの諸活動について合意し、計画に位置づけるような交渉型の計画制度を構築することが望ましいと考えられます。

都市計画は、できあがりの姿を即地的に位置づけることにとどまっております。例えば、公共交通のサービスや医療・福祉のサービスといった民間事業が持続的に提供されるかといったことにつきましては制度的な担保がされていないということがございますが、こういった交渉型の計画制度によりまして、事業後の民間の諸活動も担保する計画とすることができるのではないかと考えております。

さらに、建替えの円滑化あるいは地籍調査の推進など、都市機能の高度化をスピードアップする取り組みも必要と考えられます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

さらに、客観的なデータの蓄積、分析評価手法の高度化を進めて、時間軸を重視したシナリオ型の目標設定などの計画技術の充実を図る必要があると考えております。

続きまして、大きな項目、「第3．早急に講ずべき都市の低炭素化に係る施策」でございます。ここでは、前回お示しいたしました低炭素化の考え方、政策などをあわせて整理いたしております。

第2で記述いたしましたとおり、3つの基本理念を目指して必要な施策を講じていく必要がございますけれども、今般、東日本大震災を契機として都市の低炭素化を図り、エネルギー利用の合理化を進めていく仕組みをつくることが急務となっている。集約型都市構造化につきましては、都市の低炭素化のためだけに必要なものではございませんけれども、

その実現のための主要な方策であるということで、この第3におきましては、都市の低炭素化の枠組みの中で集約型都市構造化を進めるための対応の方向性と早急に講ずべき措置についてお示ししたいと思います。

まず、(1)では「都市の低炭素化全般」の取り組み方をお示ししております。

まず、「民間活動・投資へのインセンティブ付与」。都市活動の大半は民間による活動・投資であるために、民間等の諸活動を低炭素化へと向けるために、その活動にインセンティブを付与して誘導していくことが効果的と考えられます。

11ページをごらんください。

その際、市街化区域などやそこへのアクセス確保に対して、施策を集中的に講じることが適当と考えられます。

次に、「地域の実情等に応じた柔軟な対応」でございます。市街化区域等より限定して公共交通機関の利便性の高いエリアに集約化を図るなど、施策の種類や地域の事情に応じて対応することが適切な場合もございますので、こういった柔軟な対応が重要になってくると考えられます。

次に、「政策分野間の連携による都市の低炭素化」でございます。都市行政、交通行政だけでなく、環境行政や省エネルギー政策、福祉政策などとも連携して、総合的、分野横断的な取り組みが円滑に行われることが必要と考えられます。

12ページをごらんください。

(2)「都市機能の集約と公共交通機関の利用促進等」、ここからは具体的な施策でございます。

まず「スタンダードの確立と基本原則化」でございます。集約型都市構造化の考え方を具体化するためには、限られた財源を集約エリアに優先的に配分することへのコンセンサスが必要になります。国は、都市機能の集約化を基本原則として、各種の施策を講じていく旨を法制上明確にすべきと考えられます。都市機能の集約と公共交通との連携を一層強固なものとするためには、低炭素化を進めるためのまちづくり計画を制度化することが必要であり、市町村が計画を策定することが妥当と考えられます。

続いて、「民間による集約事業に対する支援」でございます。今後、医療・福祉、業務、住宅といった都市機能の集約を進めることが重要であり、こうした施設整備を行う民間の優良な事業を認定して、交付金などにより支援していく仕組みが有効であると考えられます。

次に、「駐車施設の集約化」でございます。これまで、駐車場法に基づく附置義務制度によって駐車場の確保が進められてまいりましたけれども、都市内の自家用車による移動を減らして人々が歩いて移動しやすくするために、特定の駐車施設に集約させることも可能にするような制度を設けることが望ましいと考えられます。

続いて、「歩いて暮らせるまちづくり」でございます。14ページをごらんいただきたいと思えます。

単に都市機能を集約するだけではなく、徒歩や自転車等による移動の利便性、安全性を確保することが必要でございます。そのためには、歩道や自転車道の整備、バリアフリー化あるいは駐輪施設の適正な立地などを一体的に進めることが望ましいと考えられます。

続いて、「公共交通機関の利用促進等」でございます。都市機能の集約化の方向性に沿って公共交通サービスが計画・提供されるように、例えばバス路線の新設・変更ですとか、あるいは鉄軌道の整備などを推進することが重要でございます。また、都市内物流の効率化を図るために貨物運送の合理化を推進していくことも重要でございます。このために、手続を合理化・簡略化し、事業者による環境負荷低減の取り組みを後押しすることが有効と考えられます。

15ページに参ります。

(3)といたしまして、「エネルギーの効率的な利用の推進」でございます。都市のエネルギーシステムを効率的で低炭素なものに転換するために、地区・街区レベルなどで民間事業者が複数の建築物にエネルギーを供給するようなシステムづくりを促進する必要がございます。

例えば、太陽光発電パネルですとか蓄電池といったものの都市公園などでの占用につきまして、占用許可を円滑化する制度、あるいは未処理下水を利用した低コストの熱交換技術の開発・普及といったことに対する支援が必要と考えられます。

16ページをごらんください。

(4)「建築物の低炭素化」でございます。断熱性能に加えまして、設備の性能や創エネルギー、蓄エネルギーといった先進的な取り組みを建築物全体で総合的に評価する。そして、先進的な建築物につきましては認定を行って、税制特例や容積率の特例などのインセンティブの付与によって支援を行う仕組みが必要であるということでございます。

(5)は「緑地の保全・緑化の推進」でございます。

まず、「緑の基本計画の充実」ということで、市町村が策定する緑の基本計画においても、

都市の低炭素化の観点から緑地の保全や緑化の目標、その実現策を位置づけることが望ましいということでございます。

17ページをごらんください。

「NPO等による緑地管理方策の充実」でございます。新しい公共の担い手となるNPO等が緑地管理機構として緑地の保全及び緑化の推進を図る制度、地方公共団体等が土地所有者などとの協定に基づき緑地の管理を行う制度を充実強化することが必要であるということでございます。

続いて、「地区レベルの計画の充実・暫定的な空地管理」でございます。低密度な土地利用へと誘導する地域におきましては、都市計画マスタープランや緑の基本計画において、地区レベルの計画の充実・詳細化を進めるとともに、必要なデータを体系的に集約する仕組みが必要となってまいります。

(6)は「都市の低炭素化に係る各主体の役割」でございます。18ページをごらんいただきたいと思います。

まず、「国の役割」でございますが、基本的な枠組みを設定し、施策全般の方向性を基本的な方針として示すことが不可欠と考えられます。

次に、「地方公共団体の役割」でございます。特に、まちづくりの中核的主体である市町村におきましては、まちづくりのための施策を講じるに当たり、計画的に都市の低炭素化を進める必要があると考えられます。

続きまして、「事業者の役割」でございます。19ページに入りますが、都市の低炭素化のためには民間が積極的に取り組むことが不可欠でございます。市町村の計画にも、民間の活動についても位置づけていくことが望ましいと考えられます。

同様に、「国民の役割」につきましても、都市の低炭素化の重要性について理解を深めて、施策に協力することが求められているということでございます。

続いて、「各主体間での協議・連絡調整」でございます。市町村による計画につきましても、関係者と協議、連絡調整を十分に行うための協議会制度を構築することが必要である、また、事業を行う民間事業者をメンバーに含めることにより、計画の実効性や継続性の確保につながることを示しております。

20ページでございます。

(7)「目標設定、施策の効果の評価と調査・分析手法の改善」でございます。市町村による計画におきましては、状況に応じて企画の目標を定めて、目標の達成に向けて各種施

策を体系的に講じていくことが必要でございます。その施策の効果につきましては、二酸化炭素の排出削減量、吸収量として示されることが望ましいとありますけれども、現在、算定手法の基礎として低炭素都市づくりガイドラインが示されております。その方法論をもとにいたしまして、交通・都市構造、エネルギー、みどりの各分野の施策による低炭素化効果を簡易に算出する手法を示すべきということを示しております。

21ページ、(8)は「制度の不断の見直し」でございます。都市の低炭素化は一朝一夕に実現できるものではございませんので、まずは対応可能なところから取り組みを進めていく、成功事例を蓄積して普及することにより、低炭素化の取り組みのすそ野を広げることが重要であるということ、そして、制度の定着を図りながら不断の見直しを行い、よりよい制度へと発展させることが必要である。基本制度としての一般化や新たな特例制度を幅広く導入する必要があることを示しております。

加えて、予算面、税制面等において、都市機能の集約が図られるように一層配慮する必要があります。特に、市街化区域等以外のエリアに対する補助や税制の見直しといったディスインセンティブの付与も、租税公平主義に即しつつ、今後の施策の方向性として検討することが望ましいということを挙げております。

続きまして、大きな第4、「都市計画に関して中長期的に対応すべき事項」でございます。ここでは、都市計画制度全体の大きな制度改革の流れの中で、ここまで示しました都市の低炭素化を進めるための施策も踏まえながら、今後さらに対応を検討すべき事項を示しております。

1点目は、「都市計画区域を超えた広域における散発的な都市開発」の問題でございます。

22ページをごらんいただきたいと思います。

都市計画区域を超えたエリアに都市的な土地利用が拡散している状況が見られることから、都市的な土地利用のコントロールが必要な範囲や適切な土地利用規制のあり方について検討することが課題となっております。検討に当たりましては、財産権の制約に対する合理性、正当性の確保にも留意しながら、国土利用計画法や農業上の土地利用規制制度も含めた体系的な整理が必要と考えられます。

2点目は、「都市計画区域内等の散発的・無秩序な開発」の問題でございます。大規模集客施設等の郊外部への立地につきましては、雇用や税収増、利便性向上等の効果がある一方、周辺市町村も含めて中心市街地の疲弊や車の利用増、買い物弱者の増加、道路などの公共施設の投資や維持管理増といった問題がございます。このため、これらの施設の広域

的な立地調整が進むよう、複数の都市計画区域マスタープランの一体的な、あるいは共同での作成などを検討する必要がある。その際、開発許可に際して区域マスタープランにどの程度の指針性を持たせるべきか、議論が必要と考えられます。

23ページでございます。

さらに、市街化調整区域等における新たな開発に当たりましては、公共施設の維持管理まで含めた社会的コストや、公共的サービスに要する社会的コストなどについて、負担の客観性や透明性の向上等に配慮しながら、負担を求める仕組みなどについても議論が必要と考えられます。

なお、市街化調整区域においては、より市街化を促進するおそれが小さい地域での開発へと向かわせるように、区域マスタープランを活用・強化する仕組みなど、散発的・無秩序な開発につながらない、あるいは他の区域に影響を与えないような仕組みの検討が必要でございます。

次に、「散発的な都市の縮退」の問題でございます。多くの都市の市街地において空地、空き家などが増加しまして、外部に悪影響を与えたり有効に利用されないといった問題が発生しております。緑地的な利用あるいは医療・福祉的な利用、さらに集約空地とするといったことも視野に入れるなど、メリハリのある市街地の形成を進めていくことが重要でございます。

24ページをごらんいただきたいと思います。

このため、長期的で大まかな土地利用の姿、中短期的で具体的な土地利用プラン、地区計画、用途変更などによる制度的担保など、時間軸を意識して、目標達成に向けた段階的なプロセスを示しながら、確度を上げ熟成していく仕組みを検討することが必要でございます。また、空家等の除却や、空地・空家の敷地を再編・集約する仕組みの検討が必要となっております。

次に、「基幹的な民間施設等の立地に係る低い計画性」の問題でございます。多くは民間施設でございます介護施設や保育所、診療所、病院などは、必ずしも住居との関係で適正に配置されているとはいえない状況が見られます。このため、医療施設、社会福祉施設、教育文化施設といった整備に関しましては、都市計画税が充当可能であることを周知していく、あるいは、その他の支援措置を検討するとともに、こうした施設を集約型都市構造化に資するように都市計画図に落としていくことも含めて検討していく必要があると考えられます。

25ページをごらんいただきたいと思います。「集約型都市構造を支える公共交通サービス水準の低下」の問題でございます。バス等の公共交通の撤退が憂慮されておりますけれども、集約型都市構造化において、都市機能の集約と公共交通の利用促進は一体不可分のものがございます。公共団体と交通事業者が一体となって低炭素化を進めるためのまちづくり計画の作成、実施を着実に進めるとともに、計画の実施状況を十分に考察していくべきと考えられます。あわせて、市街地中心部における駐車施設のあり方なども検討していく必要があると考えております。

次に、「広域的な緑地の減少・分断」の問題でございます。都市の緑の総量は減少傾向にあり、特に広域的な緑地につきましては、重要な機能を果たすにもかかわらず消失が進んで、緑のまとまりも分断されつつございます。このため、1つの市町村の区域あるいは都市計画区域を超えた観点から、確保すべき緑地に係る計画の位置づけや広域調整機能の充実方策の検討とともに、ある程度の広がりを持った観点から、整備開発余力を緑地保全に振り向ける負担の調整を図る仕組みなどについても議論が必要と考えられます。

26ページでございますが、「都市農地の減少」でございます。市街化区域内農地につきましては、災害時の防災空間確保など、良好な生活環境の確保に相当の効用を有する側面とともに、建築的土地利用が期待される側面もでございます。都市計画上保全すべき農地、いわゆる生産緑地とその他の農地に区分されているところでございますけれども、生産緑地はおおむね保全が図られておりますが、近年、後継者不足によりまして営農廃止するケースも見られ、農業関係者などから、都市農地を保全して都市農業を振興するための施策が求められております。

都市農業を持続可能なものとしていくことは意義が大きいと考えられます。都市住民にとっての重要性、都市農業の生産面などの重要性などを伴った農地とその他の農地を整理して、メリハリのある議論が必要であると考えられます。保全のあり方につきましては、税の公平性、他の農地とのバランス、農業関係者の意向、都市農業に特有な農業形態、地域性などさまざまな観点から個々の事情を踏まえ、検討すべきと考えられます。

また、保全すべき農地は一定の永続性をもって確実に保全される必要があり、土地利用や転用の制限など、制度上、営農の継続性を十分に担保することを検討すべきです。引き続き、さまざまな分野や関係者間の意見を丁寧に集約しながら、都市政策と農業政策の双方から一体的、総合的に検討していく必要があると考えられます。

27ページでございます。「大都市中心部等の緑の絶対量不足」の問題でございます。財

政制約を考慮しながら計画的に緑地を確保する視点が重要という指摘も踏まえつつ、建築物の敷地内の緑化方策の強化など、きめ細かな緑化推進方策の充実が課題と考えられます。

最後に、「都市計画の透明性、適正性等」の問題でございます。土地利用規制につきましては、一般住民にとってわかりづらいという指摘もございます。また、都市計画の中でも民間施設の重要度が増してくるなど、住民と都市計画のかかわり方を改めて考える機会が訪れております。

このため、一層シンプルな仕組みを目指して、例えば、土地利用規制の内容について一体的な表示や情報提供のあり方を検討すること、地区計画を市街地における土地利用計画の中核的な位置づけとすることなどを検討する必要があると考えられます。また、都市計画の決定に係る事前手続や決定後の紛争処理のあり方等につきまして検討を深めることが重要であると考えられます。

以上、第4の項目につきましては、我々事務方に対する宿題というふうに受けとめております。今後、課題に対してどのような施策を講じていくべきかは検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、全体を通しましてご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

何かございませんでしょうか。お願いします。

【A委員】 Aでございます。11時半で抜けさせていただくので、最初にコメントさせていただきます。

一個一個のセンテンスというか、話は非常に整理されてきたのかなと思っております。特に、後ろの低炭素の話とか、かなり練られてきたという感じを持っています。

1つ目は、全体の感想みたいな話になるんですが、第3の低炭素化以降のところと、それより前のところとで、不整合ではないんですが、これはしようがないのかもわからないんですけれども、何となくトーンが違うなと感じるところがあるということです。

前半は、調整して書かれようとしていることはわかるんですが、財産権の制約を伴う規制を直ちに講じないとかいう文言が結構あって、規制対民営化みたいな軸上で議論されているところがかなり多いのかなという印象を受けました。

一応、9ページに長期的で大まかな土地利用の姿とか、土地利用プランとか、計画のこともしっかり書いてくださってはいらっしゃるんですけども、後ろの書きぶりに比べると、前半は計画に関する軸がまだ少し弱いのかなと。特に、これから市町村に計画がおりていって、市町村ごとにプランをつくっていくということになったときに、圏域全体の集約型都市構造ができるかどうかを考えたときに、全体でプランを共有しましょうということが非常に重要になってくるかと思います。

交渉型の計画制度をやるときも、交渉に参加される皆さんが計画をしっかり理解していることも大事になってくるのかなと感じました。それが1点目です。

2点目は、前提の部分になるのかもわかりません。人口減少とか集約型都市構造が必要だという理由のところ、生活が不便になるからという形の書きぶりで、それは全然間違っていないんですが、居住環境がよくなるかとか、比較的緩めの書き方にとどめられているように思えます。最近いろいろな分析をしていますと、ある程度まで郊外の人口が減っていくと、例えばバスのサービスが撤退しちゃうとか、病院がなくなっちゃうとか、商店がなくなっちゃうとか、サービスがぼんとなくなっちゃって、そこでほんとうに人が困るという事態が結構出てきております。特に、そこに住んでいる方がそういうふうになるということを全然認識していなかったという問題が起こってきています。

そういう意味でも、早目に計画的に集約型都市構造を進めることは大事なんです、ということはむしろ緩やかな言葉よりリスクという言葉で表現したほうがよい状況にあるといえます。都市構造が将来的によろしくない形になることによって生活にかなりリスクが生じますというコメントの仕方もあるのかなと思いました。これはむしろ後ろの資料3の議論になるのかもわからないですけども、そういう点です。

とりあえず、以上2点でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

何かございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

【B委員】 Bでございます。

どこを直してほしいということはございませんが、経済学の視点からのコメントを少しさせていただきたいと思います。

まず、3ページの人口がこれから減少していくということについては、その現象というよりも速度ということが今かなり重要となります。わが国においては、今まで人類史上経

験したことの無い速度で人口が減少していくんだということが重要になってくるだろうと。

その中で、GDPということで考えてくると、都市というのは今、非常に重要になってきておりまして、フローの部分がどんどん減少していく中では、ストックから発生する所得はとても大切になってきます。たとえば持ち家の帰属家賃だけでも、この20年間でGDPに対するシェアが7%から10%まで上がってきています。どこの国でも10%ぐらいのシェアを占めていて、都市計画によっても随分その数字が変わってきてしまうことは容易に予想されます。そのシェアがどんどん大きくなっていく中で、経済学的にも都市計画の失敗が起こると大きな問題になるわけです。

4ページのこれから集約型の都市構造を進めていくというところでは、時間コストが極めて重要になるわけで、政策がおくれればおくれるほど、将来発生するコストが非常に大きくなってしまいます。そのコストの大きさをきっちり我々が認識して、都市計画、この政策を進めるべき速度感に共通の認識を持つ必要があると感じました。

ここから細かな点に入ります。

6ページの下のところですが、これから民間の力を少し使っていこうというところになってくるわけですが、そうすると、都市計画がやらなければいけないことは、民間の投資を行うときのリスクをいかに軽減させてあげるかということだと思います。

リスクというと、経済学では2つ考えるわけですが、「確率的な事象で発生するリスク」と「不確実性」というものに分かれます。確率的な事象に発生するものというのは市場のマーケットの中で測定することができるためにある程度マネジメントをすることができるのですが、「不確実性」というものには対応することができません。不動産ファイナンスの教科書を見れば、「都市計画の変更リスク」は不確実なものでも最も大きなリスクのひとつとされています。例えば、不動産投資であるならば、ある日突然に都市計画の法律やルールが変わってしまうみたいなことが起こると、投資価値が大きく毀損してしまうということは少なくないのです。

このことは実は後半に書いていただいている、8、9ページのところできちんとメンションしていただいているんですが、「段階的なプロセスを示しつつ、確度をあげ熟成していくことが重要である」ということですが、情報をいかに開示しながら、これから熟成していくということはすごく少ないと思うんですが、例えばダウンゾーニングにこのようなことも視野に入れているとすれば、それをリスクにしてしまうのは、政策の進め方がリスクにしてしまうだけであって、情報の開示のあり方によって不確実性を減少すること

ができれば、何のリスクでもなくなってしまうということですので、そういう情報開示のあり方と時間軸の中でのあり方を考えていただく必要があるのではないかという気がしました。

ページが戻って、8ページになります。ここは少し違和感があるところでもあるんですが、規制をかけると財産価値が下がるというところになるんですけども、計画と財産価値を考えたとき、例えば不動産を考えたときに大きく2つの側面があります。1つは、当然資産価値という側面があります。それはどういうときに出てくるかというと、価格が上昇している局面には、当然人々はキャピタルゲインをねらって不動産を買いますので、資産価値が重要になります。でも、これから価格が安定するとか下落する局面では何を大事にするかというと、効用を大事にすることになります。

効用というのは、そこに住んで使って、どのようなうれしいという気持ちを得ることができるのか、また、生産を上げることができるのかということが重視されてきて、それは、これから日本において価格が安定し、また、絶対上がらないとは言えませんが、マクロ的な意味で上がる確率が非常に少ない中では効用の側面が強くなってくると。そういうときに、規制をかけたら効用が下がるかというと、なかなかそれは難しい問題がありまして、必ずしもそういうことは起こらない可能性のほうが大きい。

そうすると、ここで、規制と財産価値に強い関係があるので規制をかけるとまずいというのは、経済学の立場から見ているとちょっと違和感があるというコメントになります。

少し進みまして、環境のところへ飛びます。建築物の環境性能の話で、建築物の低炭素化についても、建築物が発生する炭素の定義が少し不明瞭な部分があるかと思っています。どういうことかということ、日本の場合、CASBEEまたはイギリスですとBREEAM、また、アメリカでLEEDというものがあります。今、私がカナダで勤めていますブリティッシュコロンビア大学はこの分野に力を入れておりまして、LEEDを普及させていく取り組みを大学としてやっております。

そのときの、建物から発生する低炭素の定義が重要になってきます。単にそこで活動することによって発生する炭素ということだけではなくて、活動する中で人々が通勤したり事業活動をしたためするための通勤・営業にともなう炭素の排出量も計算に入れようとすることが行われています。

そうすると、どういうことが起こるかということ、郊外に立地してしまうと、当然人々が通勤するのに交通のコストがすごくかかってしまうので、その建物のコスト、炭素の負荷

量はすごく大きくなる。または、そこからまちに営業に行ってしまうと炭素量の負荷を与えるので、それもコストとして入れましょうと。そういうふうと考えてくると、集約的なところに立地をしないと環境面からみた不動産の性能がすごく悪くなってしまふということ、都市の真ん中に集まってくるようなインセンティブを与えるということをしていません。

もう一つ重要であるのが、環境性能というだけでは民間の資金が入ってこないということ、これをイギリスで気づきましたと。じゃ、どうしたらいいかという、サステナビリティという定義に変えてきました。そのサステナビリティとは価値が持続できるということですが、価値が持続できるというのは、当然、耐震性能も大事ですし、地球温暖化で河川の氾濫リスクが高まっているようなロンドンのテムズ川などでは海面が上昇してきますので、そのような地球温暖化に伴い新しいリスクとして出現してきているリスクを定量化しているという試みが出されているのです。

その中の重要なリスク要素が炭素の排出量だと認めています。炭素もこれからどんどん規制がかかってくるだろう、そのときの規制の定義が拡大してくるだろうということで、そういう定義を加えて、サステナビリティ・インデックスという測定指標をつくって測定を始めているわけでありまして。そうしてくると、実は後に出てくるような公共交通のあり方などにもきちんと負荷をかけていくようなインセンティブを与えることができるのではないのかなと思ったということでありまして。

あと、23ページに負担の問題ということがありますが、これは非常に難しい問題です。日本の都市整備の歴史を見たときに、都市が成長する過程の中で受益者負担金を使いながら整備をしていったのですが、その実施過程においては多くの訴訟をも含む社会的な混乱が発生しました。

都市計画税というものを我々は使うことができるわけでありまして、今、戦前からの地租付加税という形で、固定資産税に賦課する形で今の制度が設計されているわけでありまして、それをうまく使うことによって、郊外部の都市計画に対する負担に対する対価ということで負担をいただくという制度の設計をされているのであるならば、例えば一社会資本当たり、都市計画設備当たりのコストを負担するというふうに変えていくと、どうしても郊外部のほうのコストが高くなるはずですので、都市計画税についても少しご研究されていくと、負担のあり方が考えられるのではないのかなと思いました。

以上、感想でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【事務局】 ありがとうございます。今まで十分にご意見をお聞きする時間がなかったこともありまして、そういったところでしっかりとした意見があまり取り入れられていないことをまずお詫びさせていただきたいと思います。

最初のほうにおっしゃっていただいたものの考え方のところは、非常に貴重なご意見をいただいたと思っております。私どもとしても、経済が多分そんなに急には構造的に回復しない中で、都市計画がある意味、民間の活動や投資の舞台みたいなものですから、そこをどう意識して、運用も含めて変えていくのかは非常に大事なことだと思っております、おっしゃっていただいた人口減少のスピード、特に生産年齢人口のスピードが経済成長そのものの大きな要因になっていますし、帰属家賃の話や何かも含めて、ちゃんと都市をやらないと経済成長に影響が出るんだといった視点、先ほどA委員からも、また別のご意見だったとは思いますが、単に生活がよくなるというような、若干のほほんとした表現ではなくて、もっと危機感を持った、サービスが突然なくなる、都市構造が悪くなると生活にリスクもあるし、経済にも大きなリスクになるんだといったところは、しっかりと練り直していきたいと思っております。

それから、時間コストをちゃんと意識しなさいということ、そして、時間コスト自体が民間の投資リスクでもあるんだと思うんですけども、確実的なものは民間のほうでコントロールするにしても、不確実性、特に政策の変更が民間のリスクになるようなことは、我々政策をあずかる者としてなるべく減らさなければいけないものですから、そういった時間コスト、それから不確実性のリスクみたいなところをしっかりと意識して、制度の運用だとか制度構築だとかをやるべきだといったことは、しっかりと練り直していきたいと思っております。

それから、「ソフトな仕組みの構築」のところでもいただいた、経済学的な側面からいうと考え方としていかがと言われた8ページの2段落目あたりのところでございますが、若干言葉足らずというか、筆が足りない部分もあるのかなと思ってお聞きしていたんですが、また一步進んで集約化を進める場面で、これは典型的に何を想定しているかということ、市街地の周辺部でまちを畳んでいって、ある意味、緑に返す、場合によっては何も無いところにかえていく、典型的には逆線引きの問題のようなことをイメージしていて、逆線引きて簡単にできないよねということを申し上げたかった部分でございます。

そういったところで、例えば市街化区域を市街化調整区域にすれば、ある意味、土地の価格自体は明らかに下がるところかなと思っていますので、その辺の書き方が不十分といえますか、甘いところがあったのかなと思っています。

建築物の話は先に送らせていただいて、23ページの社会的コストのところの話は、もともと、いわゆる改正負担金の議論だけでなく、税制によることもいろいろ考えていかなければいけないと思っています。都市計画税が市街化調整区域でとられているところが少ないというのも実情としてありますし、実際、つくられたきり一回も使われていない宅地開発税とかありますので、税の議論は簡単にこういうものもいいからこういうものをつくろうとってできるものではないとは思っていますけれども、別に負担金だけに特化して検討しなければいけないと思っているわけではありませぬので、おっしゃっていただいたような都市計画税のことを含めて、よく勉強していきたいと思っています。

全体として、今まで都市計画に関して、税制ということに対しての意識が低かったんじゃないのかなと、政策をあずかるほうとしてちょっと反省してまして、そういったところは力を入れて検討していかなかなければいけないかなと思っています。

順番が逆になってしまって申しわけありませんが、A委員に最初におっしゃっていただいた前半部分と後半部分のトーンがちょっと違うというところは、また時間をかけて考え直してみたいと思います。

この4月1日に、地方分権の中でかなりの権限が市町村にありました。実際に我々事務ではかってみますと、都市計画決定の8割が市町村、2割ぐらいが都道府県という大まかな姿になったかと思います。

市の場合は都市計画決定に当たって、例えば都道府県の同意がなくなったとか、これがどんな運用になっていくのか、どんな混乱が生じるのか、生じないのか、そんな姿も見極めながら、全体としてまとまりがあるというのは非常に大事なことだと思いますので、気を配っていききたいと思いますし、そういうふうに文章自体も練り直していきたいと思っています。

建築物については住宅局から説明いたします。

【事務局】 住宅局でございます。建築物の評価についてご意見をいただきました。

まず、委員の皆さまのおっしゃるとおり、建物の運用段階で出るCO₂だけではなくて、建物の立地あるいはまちづくりによってどれだけCO₂が出るかというのは非常に重要なファクターだと思っています。CASBEEで言えば、CASBEEの単体の評価のと

きに入れるのか、あるいはCASBEEまちづくりやCASBEE都市の中に入れるかという部分、どこで評価をするかという問題はあるにせよ、ご指摘の点は非常に重要だと思っております。

もう一つ、建物を評価するときに、運用段階のCO₂排出量だけではなくて、建設してから廃棄するまでのトータルのライフサイクルでのCO₂の評価というのも非常に重要だと思っております、ライフサイクルCO₂マイナスという考え方で今いろいろな施策を打っているところがございます。ご指摘の点も踏まえて、今後とも施策を進めてまいりたいと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに。どうぞ。

【C委員】 私は今日の都市計画とかまちづくりというのは、計画における総合性が非常に重要だと思っているわけですが、都市のいろいろな機能の中での、狭い意味での都市計画とかまちづくりと、そうでないような関連諸政策との整合性が必要ですし、もう一つは、狭い地域的範囲の中での都市計画とかまちづくりと、それを超えた広域的な範囲での都市計画とかまちづくり、あるいは国土計画、その間の総合性とか整合性の確保は非常に重要ですし、ますます今日その重要性を高めていると思うわけです。そういう視点からしますと、本日のこの報告書は、いろいろな意味で非常に示唆的で、将来性のある方向性を示しているのではないかと思います。

1つには、関連する諸政策との総合性とか整合性という点でいいますと、低炭素化都市づくりとの関係で、福祉・医療施設とか、あるいは公共交通とか交通政策との関連性とか、あるいはそういった施設なども含めた根幹的な民間施設をも取り込んだようなまちづくり、都市計画のあり方という方向性を示しておりますので、その点、非常に好ましい方向を示しているのだらうと思います。

それから、広域と狭域との間の総合性、整合性という点でいいますと、第4の冒頭の22ページ、23ページあたりで都市計画区域を超えた広域的な視点からのアプローチが書かれておりますし、さらには、都市計画区域内でも、自治体間の競争という形で、一方の市町村における施設の建設とか事業が周辺地域に良い意味でも悪い意味でも波及するといったような問題など、こういった点が強調されているわけですが、その問題との関係で、私は、個々の市町村が主体となるという点では重要なのですが、同時に市町村間の

調整とか、相互の整合性確保のための仕組みづくりとか、あるいはそれを促進するような制度を構築することが今後必要なのではないかと考えております。

その点でいいますと、18ページはそういった地方公共団体の役割とか、あるいは各主体間での協議、連絡調整という点に触れられています。特に市町村が中核になるというのは一方で重要ですが、同時に市町村と都道府県との相互関係において、都道府県の調整的役割をもっと強調し、広域的な地域づくりの中核的な主体としての位置づけを明確化していくべきではなからうかと思っています。この点、18ページの「地方公共団体の役割」のところ市町村に限定した書き方になっているものですから、市町村と都道府県が相互に固有の役割を持ちつつ、調整、協議、交渉を行うといった有機的な相互の関連性をより明確化したほうがよろしいのではないかと考えた次第です。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

おっしゃられた趣旨は、私たちもかなり同じ思いを持っていて、具体的には、例えば22ページの下の方で、各市町村が誘致合戦で大規模集客施設なんかになってしまうとどうしようもないときに、「複数の都市計画区域マスタープランの一体的な、あるいは、共同での作成を」と書いてありますが、ここはちょっと言葉足らずですけれども、都市計画区域マスタープラン自体は都道府県がつくるものでございます。したがって、市町村は市町村でしっかりと中核としてやらなければいけないんですが、都道府県も市町村間の調整みたいなことでしっかり役割を果たしていただきたいという思いを持って書いてきたんですが、もう少しここははっきりと、おっしゃられた趣旨を体現して、そして、マスタープランの主語は都道府県ですから、ある程度主語をはっきりさせた形で整理をして、またご相談させていただきたいと存じます。ありがとうございます。

【委員長】 今のお話は、19ページの真ん中あたりに、「都道府県においても」というところで若干、書かれてはいるんですよね。

【事務局】 はい。

【委員長】 ですから、これと「地方公共団体の役割」のところの書き方をどうするかをご検討いただくといいかもしれません。

じゃ、D委員、それから、E委員。

【D委員】 私は、緑地の面から意見を述べさせていただきたいと思います。

2 ページのところからいきますと、都市の構造と二酸化炭素排出量には高い相関関係があるということで、集約型都市構造というのが今回のメインなわけですが、4 ページの下の方に、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」と2 つ言っているわけです。全体の中で、いろいろ議論してここまで来ているわけですが、やはり緑の問題と集約型都市構造のところがいま一步踏み込めていないのではないかとというのが私の率直な印象です。

ページを見ていきますと、8 ページに、先ほどB委員からもご指摘があったんですけども、規制と財産価値のところ、緑というのは規制という面が非常に強い分野ではあるんですが、逆に風致地区とかは財産価値を上げるという形でずっと寄与しております。東京も善福寺とか多摩川とか和田堀、千葉の市川とか、片瀬山とか湘南、関西の夙川、ちょっと思い浮かべるだけでも、日本における非常に優良な、すばらしいと言われる住宅地は、すべて風致地区でございます。

ですから、そういった緑を持続的に維持していく、規制という言葉は大変きついわけですが、それを持続性という言葉に読みかえれば、やはり8 ページのここは、「受動的な仕組み」という認識は改めるべきで、日本の都市計画の緑地の今までの試みの中からも、ある程度これは一つの大きな成果として評価すべきことだと思いますので、規制という言葉が言いにくいのであれば、まさにB委員がおっしゃるような持続的価値のための都市政策とかいった新しい概念で、今、この報告の中では非常に分断しているように思われる集約型都市構造と都市の緑・農のあたりの共通の基盤を少し考える必要があるのではないかとというのが私の意見です。

具体的には、16 ページに「緑の基本計画」がございます。地方分権の進展の中で、これだけ市町村が丁寧にフットワークよく使っている計画はないのではないと思われるぐらい、いろいろございます。この中に、緑に関してCO₂の吸収とか地表面とか風の道という、いわゆる方法論的なことが語られているんですが、やはり緑の基本計画ですから、集約型都市構造実現に向けた緑の都市構造とはいかなるものかといった、きちっとした骨組みを検討しなさいということを使うべきだと思います。

この間の議論でどうしてもできなかったのは、日本で集約型都市構造といっても、ヨーロッパのような城郭都市ではないから、どんなイメージがあるのかという空間的なイメージが全くつかめずに、結局空中分解してきたという経緯があると思います。この緑の基本計画で、地域の実情に応じた集約型都市構造というものを自治体で考えれば、それは非常に大きなストックになって、逆にそこから具体的な政策が生まれてくるのではないかと

います。

20ページです。ということからいきますと、真ん中のところに分析、予測の方法論を考えなさいと、「この方法論を基に、交通・都市構造」とあるんですが、都市構造は交通と緑地です。両方なければ都市構造は語れないので、「みどりの各分野」の「みどり」を都市構造にしっかりリンクさせて予測をつける、そういう道筋を開くというふうに若干修正すべきだと思います。

これが最後ですけれども、25ページに「集約型都市構造を支える公共交通」というところがあるんですが、その下に「広域的な緑地の減少」とあります。これを、この文脈でいきますと、集約型都市構造を支える交通と並んで広域的な緑地という意味で、緑地問題を単に吸収要因とか風の道とか被覆、それもととても大事なことですけれども、集約型都市構造の骨組みを支えるものとしてここの中に盛り込んでいただきますと、今、2つが非常に乖離してあるように思える命題が1つのテーブルに収れんするのではないかという気がいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

続きまして、E委員お願いします。

【E委員】 私もこれまで何回か拝見してまして、今回、またここに出すに当たっても少し書き込みがされてまして、全体としては大分煮詰まって、いいものになってきたと思っております。

そうした中で、少し細かいところと、ちょっと大きいところを指摘させていただきます。まず、一番大きいのは4ページからのところです。今、D委員が言われたところともダブるんですが、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」ということで、農も入っているということなんですね。少なくとも「農」を入れたときに、厳密に何を意味しているのかということについては、もう少しどこかでしっかり書いてほしいと思います。

この後、5ページとか6ページぐらいだと、別に「農」を書かなくても「緑の共生」で済むべきぐらいの内容になっていて、問題は後半の26ページ、長期的な課題のところ、いわゆる農業の話が全面的に出てくるんです。

26ページの記述になりますと、全体としていわんとするところは大きく反対ではありません。しかし、都市に農地を残していくということと、都市農業として営農を可能にさせるということには少し差があると思うんです。つまり、販売農家として農業を持続できるということと、とりあえずは農地のまま保全していくというところに結構差があります

が、ここの記述は、「都市農業を持続可能なものとしていくことは、意義が大きい」という言い方で、真ん中あたりでくくられています。

その前に、現行の制度を説明する文章として、今の制度のあり方として、農地の中には緑地空間の提供などに資するという土地の側面と、都市における多様な建築的土地利用が期待されるものがあるということが現行どおり説明されています。ここで、別に多様な建築的土地利用で期待されるものに関して、この後、このまま有利な条件のもとで農地が暫定的に保全されるようにしろとは、厳密に読むと書いていないではありません。しかし、ここで切って、真ん中で「都市農業を持続可能なものとしていくことは、意義が大きい」と言われると、一瞬どきっとします。

今回、農の共生といった場合の農家として、販売農家としてのイメージを考えているのか、どういうイメージを考えているのか。ここは突っ込んで考えた上で、緑と農の共生というキャッチフレーズを出してほしいという気がするというのが1点です。

2番目の点としては、先ほどから指摘されていた8ページの「財産価値を不可逆的に低減させると懸念され」というところです。私も事前に同じことを指摘したんですけども、これは事実としてそうかどうかということよりも、依然として関係権利者の間では、土地利用規制に関する規制を強化すると財産価値は不可逆的に低減すると認識される、懸念されるということだと思います。間違っているかもしれないんですけども、そう認識されることが多いというのは事実ですので、そういう関係権利者の認識があるということを明示すれば、今、何人かがご指摘された点はクリアされるのではないかと思います。

それから、10ページのところで、9ページの後半から、今後の集約型都市構造化を目指したものについてちゃんと勉強していきますということが出ています。多分この勉強の中身として、後半に出てくる都市計画税等を含んだ地価のあり方、住民負担のあり方ということが、本来は入ってくるのだと思います。政策的、政治的に考えますと固定資産税と都市計画税は全然違うんですけども、理論的に考えると都市計画税も固定資産税も一定の同じものになります。

したがって、理論的に都市構造の集約化ということを考えますと、都市計画税だけではなく固定資産税も含めて考えて、適正課税を考えるべきだと思います。これはかなり長い年月のかかることかもしれませんが、そういうような長期的な課題があることを、どちらかにでもいいんですけども、もう少し明示的に書いたほうがいいのではないかと思います。

それから、今まで出された見解の中で私が明確に異なる意見をもつのは、18ページのところに関連して、先ほど出た都道府県の役割を強化するという話です。今回この原案に出されているレベルの記述だと、都道府県の役割としても私はいいと思います。しかし、今後、ほんとうに集約型の都市構造を目指していくとなると、当該の市は、かなり負担が重い、逆線引きなども含めてやっていかなければならないわけです。その中で市にとって一番ありがたいのは、これまでの分権の流れもあって、国は明確に一定の総量規制なり方針なりは出すけれども、その中で、比較的柔軟に都市計画決定をして事業を進めていけるということだと思うんです。実際、ここ10年来、都市計画決定の権限移譲が進む中で、政令指定都市クラスの大きな市は、柔軟に都市計画決定をして事業を進めることができるようになっていると思います。

しかし、ここで、低炭素のまちづくりの中で都道府県の役割を増やしていくと、これまでの分権に逆行することになってしまいます。事業を抱える市から見ると、交渉や助言は増える一方で、しかし、何かやってくれるかといったら何もやってくれないということになりかねません。私は都道府県の役割を中途半端に増やすということには反対です。逆に比較的小規模な基礎自治体にかわって、都道府県が広域の都市計画を直接責任を持ってやっていくという体制はあり得ると思いますが、そうではなく、都道府県の調整権限を増やすのであれば、大きい市のほうから、「これでほんとうにメリットがあるのか」という反発があるような感じがしますので、ここの記述については、慎重に書いてほしいと思います。

それから、22ページのところで、これまでの大きな課題として、「都市的な土地利用のコントロールの必要性のみに拠って財産権の制約に対する合理性・正当性を確保することが困難である」と指摘しています。ここに課題があるというのは、認識として、私はいいと思うんですが、しかし、今後、これのみに依拠するかどうかは別にして、こうしたことを実現していかなければならないわけです。これを考えるに当たっては、後段の国土計画法や農業法もありますけれども、公共の福祉だとか公益性だとかに耐えられるかどうかという話でもあると思います。

そうであるとすれば、これが今後の指針になると考えると、自虐的にここまではっきり、「コントロールの必要性のみに拠って財産権を制約するのは困難である」と言い切るメリットがあるのかと疑問に持ちます。ここのところは、表現を変えてもらったほうがいいのではないかと思います。もっとも、都市的土地利用だけによって何でも勝手にできる状況ではないということは事実なので、そのところも引き続きしっかり記述してほしいと思

います。

最後に、24ページです。これは表現上の問題ですが、基幹的な民間施設というのが出てきます。公益的、公共的な民間施設というのはわかりますし、基幹的な公共施設というのもわかるんですけども、基幹的な民間施設というのは、厳密に言うとなんを意味するのでしょうか。實際上、定義があるのか、私にはわからないところです。

おそらく、公共性・公益性の高いサービスを提供するような、公共直営でも提供しているような感じのものなどがここに含まれているとは、思います。今後、この全体の中で、これに都市計画税を充ててもいいとかまで言っているわけですから、この基幹的な民間施設がどこまで含むものであるのか。公共的な民間施設なのか、公益的な民間施設なのか。ここの定義はもう一度しっかり見直してほしい気がします。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、F委員、お願いします。

【F委員】 大体もう皆さんがおっしゃったことの繰り返しになるので、長くしゃべるのはやめようと思います。

7、8、9ページのあたりに皆さんのコメントが集中しているようでした。私もそこが1つ大きなところで、特に、8ページに「ソフトな仕組みの構築」と書いてあって、前からこう書いてあるんだけど、ソフトな仕組みがいま一つよくイメージできなかったということがございます。

文章の中には、事業手法とか支援措置などソフトな仕組みづくりと書いてあるんだけど、まず、ソフトな仕組みに対立するハードな仕組みというのはどんな仕組みのことを言っていたのかということがよくわからない。要はあめとむちのことで、あめのことを「ソフトな」と呼んでいるのかなと思いましたけれども、必ずしもそうでもないようです。今までの委員方の意見も踏まえると、ここからは私の解釈ですが、これまでは、都市施設づくりというのが都市計画の大きな中心的な役割で、土地利用規制に与えられていた大きな役割は、都市施設づくりに合わせて土地利用転換のスピードを抑制するということだった。だから、基本的に、民間開発と土地利用規制というのは対立構造にあったので、そこではハードな衝突が前提にされていたということがあります。

ところが、今や都市施設づくりというのは、少なくとも公共施設については維持管理や更新の時代に入っているんで、都市施設にあわせて土地利用規制を考えていくというより

は、むしろ土地利用規制の中で、集約型都市構造だったり、今回言われている都市と緑・農にどう寄与していくかということに転換していかなくてはいけなくて、したがって、対立構造ではなくて、むしろ民間を適切に規制誘導してあげるような土地利用規制の仕組みにしていくことが必要だということだと思います。

そういう意味でいうと、D委員の言われた緑の規制というのは実は財産価値を上げることだってもちろんあるわけですから、ここに書いてある財産権関連の記述はかなり古典的な規制理論を引きずった書き方になっていて、実は適切な土地利用規制——土地利用コントロールと言ったほうが誘導とかも入っているのでもいいと思うんですけども——は財産価値を保全したり、場合によっては上昇させることもあるというような考え方に切りかえていかないといけないはずだけれども、この書き方ではそこにまだ至っていないという気が私もいたしました。ですから、古典的な対立構造時代の規制理論を引きずったまま、新しいソフトな仕組みというので何とか手直ししていこうとしているんだけど、もうちょっと根本的な考え方を問い直さなくてはいけないのではないかと感じました。

それに関連して、それでは事業、都市施設は役割がなくなったのかということとそうではなくて、実は後ろに出てくる、今、E委員が言われた基幹的民間施設などが都市施設では非常に重要になってきていると思います。この意味では、この節は「土地利用を中心とする制度の経緯」となっているんだけど、都市計画制度自体の見方なり役割、あるいはその中の要素の役割が転換してきているというので、後ろの民間都市施設についても頭出しはここでしたほうがいいんじゃないかなと思います。それが1点、大きなところですよ。

2点目は、22ページ、C委員が言われた計画間調整の話ですけども、私のコメントはテクニカルなところだけに限定しますが、「都市計画区域内等の散発的・無秩序な開発」というセクションの前半部分は自治体間競争で、どちらかというとし町村を意識した書き方になっているのに対して、後半は都市計画区域マスタープランで、これは都道府県のやるべき仕事です。したがって、視線がちょっとずれているというか、実は市町村マスタープランをどういうふうに位置づけていくかということが制度上は非常に大事なんだけど、そのことが言及されていないので、やや物足りない印象を受けました。

続きまして、23ページの「散発的な都市の縮退」は、市街化区域あるいは非線引都市計画区域の用途地域指定区域のことを念頭に置いて書かれているように解釈しました。そうだとすると、ここに書いてあることはそのとおりですけども、人口が減少していく中でどれだけの宅地が必要なのかということについて、総量の見直しに少し触れたほうがい

いんじゃないかと思います。要は、宅地は今後はそんなに必要ないのではないかということをもう少しちゃんと認識するような、あるいは少なくとも必要宅地量を再検証してみることが必要だということは、踏み込んで書いてもいいのかなと私は思いました。

最後はE委員が結構言われた農地のところで、E委員がおっしゃるとおりに加えるとすると、ここは市街化区域内農地の話が中心に書かれているけれども、私の認識では、実は都市農地の中でもっと問題のあるのは市街化区域外農地、つまり、調整区域だったり白地区域の中の農地の話なので、そこをどうすればいいかまではまだ何も議論していないので書けないと思いますけれども、問題があるということにも少し触れるぐらいは書いておくべきなのかなと思いました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

【G委員】 何点か申します。まず1つは、今回低炭素の法律を直前の課題にしている関係で、第4の表題が中長期の課題となっているんですけども、この中には今からでもやるべき課題があるので、引き続き検討を要する課題という内容になるのではないかという印象を受けました。

それと、私もC委員と同じところが気になりまして、8割について市町村が都市計画を担うようになると、その間の計画間調整の話が重要になってくるわけで、今回のペーパーでもいろいろなところに計画間調整絡みの話が出ています。

例えば27ページとか後ろのところで、計画間調整の仕組みに言及され、自治体の計画構想が対立した場合、それを解消するスキームにはどんなものがあるのかということを考えてみましょうという問題が出ています。これは大事なことで、この対応策として、例えばマスタープランとかを共同で策定する中で調整するというやり方もあるかもしれませんし、計画策定に当たっての一つの協議会のような形でやるということもありましょうし、先ほどE委員が言われた、都道府県が中心になって調整するという従来型のやり方もあるのかもしれません。そのような手法を利用して、そこで自主的に調整がつけば何よりだと思んですが、場合によってはそれで調整がつかない場合も想定される。そういうことをどう考えるのかというのもこれからの課題かと思います。

現在でも、例えば農地の転用をめぐる県と市がもめたときに、都市計画の仕組みではなくて、自治紛争処理の仕組みで争われるという現状があって、そこでは10年前みたいに都道府県が親も同然という意識は市町村のほうにはなくて、対等に、しかも、利害関係

者が存在する中で、それぞれ引くに引けない形で交渉するという場面が出てくると思います。そういうところまで見据えて計画間の調整をどのようにしていくかということが、こういう分権型の都市計画の時代には課題になってくるのかなという気がいたしました。

それと、27ページに、都市計画の透明性という形で法制的な課題が幾つか整理されているんですけども、2つ目のところで、市民と都市計画とのかかわりという参加の問題があげられています。今回、都市施設の中に市民生活にかなり身近な内容のものが盛り込まれたということで、それに伴い、より参加の機会が出てくるということが一つあるのかなと思いました。

3番目に、長期未着手がいきなり出てきているんですけども、確かに課題としてはそうですが、都市計画を時代の要請に合ったものとする、更新とか見直しの機会を持つという大きな課題があって、その代表的な課題として長期未着手があるという整理をされたほうがいいのではないかなという印象を持ちました。

【委員長】 ありがとうございます。

一通りご意見を伺いましたので、よろしいでしょうか。

それでは、時間がございますので、次の議題に進めたいと思います。次は、「都市の低炭素化を促進していくために国として示す方針において盛り込む視点・事項」についてということで、ご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元の資料3をごらんください。

前回の小委員会ではご報告させていただきました都市の低炭素化の促進に関する法律案でございますが、去る2月28日に閣議決定されまして、現在、国会審議を待つ状況でございます。この法案の中では、都市の低炭素化の促進に関します国の基本的な方針を、国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣、3大臣連名で定めることとされております。前回の小委員会では、この基本的方針に定める6項目をお示しさせていただき、そこに盛り込むべき内容についてご示唆をいただいたところです。

この資料3については、前回のご示唆とともに、本日前半でご議論いただきました「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」を踏まえまして、今後国が定める基本方針に盛り込むべき視点として取りまとめたものでございます。本日はこの資料に基づきまして、さらにご示唆をいただきたく、ご議論をお願いしたいと考えております。

では、以下、概略をご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページからになります。1番目、低炭素化を促進する

意義・目標でございます。(1) 意義につきましては、都市の低炭素化は社会全体で地球環境問題への取り組みの中で大きな位置を占めること、また、東日本大震災を契機といたしましたエネルギー需給変化への対応の点からも、都市の低炭素化が重要であるという旨を盛り込みたいと考えております。

あわせて下段の(2) 目標でございます。低炭素化の促進を図り、最終的には都市の健全な発展に寄与するということから、目指すべきまちづくりの目標を、そこにあります①から③までの観点で明示したいと考えているところでございます。

以上が前半議論の資料の中の第1の(1)や第2の(1) 基本理念などに相当する部分でございます。

なお、本日お示ししておりますのは、各事項に書き込むべき骨格でございます。実際の基本方針では、今日のご議論などを踏まえて、さらに書き込んでいきたいイメージであります。以下、同様でございます。

続きまして、3ページでございます。こちらは、都市の低炭素化の促進に向け、国が何をするか、国における取り組みの方針について書いた部分でございます。

まず、3ページの(1) 基本的な考え方でございます。この基本的な考え方は、都市機能の集約化あるいは公共交通機関の利用促進の一体的実施への配慮が必要なことや、都市の低炭素化を実効あるものとするためには経済活性化の視点が不可欠であること、このため、民間活動の取り組みを促進し、低炭素化の実現を図ることという内容を盛り込みたいと考えております。

続きまして、(2)でございます。個別施策ごとの国が行うべき基本的な方針になります。4ページ①は都市機能の集約化でございます。ここでは、都市の拠点となります地域に、さまざまな都市機能が集約化された都市づくりを進めていくこと、高齢者をはじめとする人々が徒歩や自転車で便利に安全に移動できる都市づくりを進めること、社会資本整備総合交付金による重点支援を行うこと、さらに、拡散型都市構造につながるような市街地整備改善事業については支援をしないものとするという内容を盛り込みたいと考えております。

5ページは、公共交通機関の利用促進のための施策の方向性でございます。ここでは、公共交通機関の利用の促進、そのため、事業者負担の低減によりまして環境負荷低減の取り組み支援をしたり、あるいは、公共交通の利用環境の改善等に対しまして必要な財政上の支援を行っていくことなどについて記載をしたいと考えております。

6 ページは、都市内物流の効率化の推進のための施策の方向性、それから、④自動車の低炭素化の促進のための施策の方向性です。こちらは、2以上の事業者によります運送の共同化に関する事業を促進すること、また、自治体が主体となった関係者間の連携施策を推進すること、下段については、野心的な燃費基準や次世代自動車環境技術の開発と実用化、あるいは税制、補助金等のインセンティブの措置などによりまして、環境対応車の普及促進を図ることなどについて記載をしたいと考えております。

7 ページをごらんください。建築物の低炭素化の促進のための施策の方向性でございます。新築の建築物については、低炭素化が図られた建築物の普及促進を図るための環境整備を推進すること、また、既存ストックの低炭素化についても、多面的な施策を推進することなどについて記載したいと考えております。

下段の⑥は非化石エネルギーの利用及び化石燃料の効率的利用に資する施設整備の推進のための施策の方向性です。こちらは、都市のエネルギーシステムをさまざまな側面から効率的でかつ低炭素なものにする上で必要となる各種施策について、これを都市内で整備を推進する、そのための技術開発や事業支援に取り組むことなどについて盛り込みたいと思っております。

8 ページ、緑地の保全及び緑化の推進のための施策の方向性です。ここでは、樹木が二酸化炭素吸収源となる観点から、都市緑化の推進や緑地の保全を推進することや、都市機能が集約化される拠点となる地域における緑化、郊外部におけます緑地の適切な保全などにより、みどりのネットワークが構築された地域の形成を推進するということについて盛り込みたいと考えております。

続きまして、9 ページは、都市の低炭素化の促進に向けた市町村が行うべき取り組みの方針ということで取りまとめを考えております。9 ページの(1)はその基本的な考え方でございます。①としまして、都市の低炭素化は地域の実情に精通した市町村が主体的に取り組む必要があるということ、また、市町村の目指すビジョンや具体的な取り組みを計画として策定し、事前に明示することが必要であるということを盛り込みたいと考えております。

10 ページは、市町村が立てます計画の区域、目標、期間についての記述です。区域については、それぞれ施策の種類や地域の実情に応じて柔軟な設定が必要であることや、また、目標については、計画により実現を目指す都市像を示すこととし、計画の総合的な達成状況を把握できるように、個別の施策ごとに計画目標などを定め、しっかりと管理して

いくことも考えられる、また、計画の期間はおおむね5年程度を一つの目安とするということ盛り込みたいと考えております。

飛ばしまして、12ページでございます。低炭素まちづくり計画の記載事項の考え方です。ここでは、①から⑦まで例示をさせていただいておりますが、これ以外にも必要な措置を置く、幅広く記載できるという旨を記載したいと考えております。

続きまして、13ページは、まちづくり計画の達成状況の評価でございます。計画の実行性を高めるために達成状況の評価すべしということでございますが、③にございまして、評価の方法として、計画全体、総体は個別施策の集合体でございますので、それぞれの個別施策ごとに何らかの経営評価の指標を定めて、計画の目標に対して実績がどの程度であったか、それをもとに達成状況を判定するということが考えられること、その評価の方法はあらかじめ計画に定め、評価の結果についてはしっかりと分析し、次につなげていくことが望ましいという基本的な考え方を盛り込もうと考えております。

また、14ページは、協議会の運営に関する基本的な事項です。低炭素化を進めるための場として協議会等の設置が考えられること、また、その協議会の構成員は固定化せず、既存の協議会等の活用など柔軟な対応が望ましいことなどについて記載できればと考えております。

15ページ、低炭素建築物の普及の促進でございます。ここでは、低炭素建築物の普及に関しまして(1)から(4)まで、国や公共団体の役割や低炭素建築物の建築等取得時の負担の軽減、あるいは中小工務店の技術力向上への配慮などについて観点を盛り込みたいと考えております。

16ページでは、都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価でございます。国が今回の政策スキームの有効性を検証するために、市町村の計画の策定状況や個別の施策の効果などについて、一定期間ごとに検証し、その結果を分析し、必要な改善策を講じるという旨を盛り込みたいと考えております。

また、下段でございますが、最終的には、この施策効果というものは、都市の低炭素化は二酸化炭素の排出量や吸収量に換算できることが望ましい、このため、国としては順次適切な換算方法確立し、市町村等へ示していきたいという旨を盛り込みたいと考えております。

最後、17ページ、第6、その他の留意事項については、関係部局間連携の重要性などについて記載する予定でございます。

以上、非常に駆け足ですが、こちらが「今後都市の低炭素化を促進していくために国として示す方針において盛り込むべき視点・事項」でございます。本日これからご議論いただくことを参考にさせていただきながら文章化していきたいと思っております。ご質問などとともに、全体を通じて、前半の議論も踏まえつつ、この中に盛り込んでおくべき事項、あるいは落としてはならない視点などについてご示唆をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。F委員。

【F委員】 まずは、まだ骨子ということなので、簡単に3点ほど。4ページの下から2つ目の黒ポチの、支援をどういうところでしていくかというので、読みようによっては相当厳しい、「都市の拠点となる地域外で行われる拡散型の都市構造につながるような」云々という部分。その黒ポチの2行目に、「市街地の整備改善や住宅の整備その他の都市機能の集約化に関する施策を講ずる際には」と書いてあって、これがどこまでかかっているのかがよくわからないのですが、例えば、非常にうがった見方で一番後ろのところだけ見ると、震災復興の高台造成みたいなのは全部アウトになりますよね。そういうことは多分思われていないと思いますが、だから防災だとか、やっぱり低炭素とは異なる大事な目的もあるので、ここの文意が明確になるようにしていただければと思っております。

それから、7ページの⑤の建築物の低炭素化の促進のための箇所。ここに書いてあることは、黒ポチを一個ずつ個別に読むとまさにこのとおりで、例えば新築の建築物で低炭素化を進めていくということ自体はいいんですけれども、逆にトータルのライフサイクルCO₂を高めるような不必要な建替えまで促進していたら、トータルのライフサイクルCO₂排出量は必ずしも下がるとは限らないわけです。黒ポチの4つ目は、個々の建物のライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量で、これは単体施策ですから、それが都市全体として、あるいは一定の時間軸の中でほんとうに低炭素に繋がっているかということに触れるべきだと思います。まだ使える建物を無理やり低炭素化しても、全体としては低炭素化になっているかどうかはわからないので、そこをきっちりチェックして施策を進めない、むしろ間違った方向に施策を進めていることになりかねないという部分だと思います。

もう一つは、低炭素まちづくり計画で、集約すべき区域は、当初のご説明だと、市街化区域と非線引用途地域だったかと思っております。そのときにも指摘したように、それは集約す

べき区域としては、私の認識ではまだ大き過ぎるということなので、ほんとうに集約すべき——後ろで拠点という用語も使われていてこれが集約すべき区域と同じなのかどうかよくわからなかったので、整理しておいていただいたほうがいいと思うんですけども、集約すべき区域はほんとうにぎゅっと絞り込むということを、特に市町村向けのメッセージとして、どこかで明確にしたほうがいいと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【B委員】 13ページのところだけ、1点お伺いさせていただきます。私、経済学なので経済の話になってしまうんですが、経済政策をやるときは、必ずターゲットというか統計を確定させて、そのターゲットに合わせて経済政策を運営します。例えば、金融政策であるならば、物価というものをターゲットとして、インフレターゲットというものを決めながら運営することになっています。

そうすると、国と自治体の役割に関係するのですが、それを経済政策に置き換えれば国と経済の場合は国際関係機関との関係という形になってくるわけです。例えば、消費者物価統計であるならばILOが統計に責任を持っている、SNAであれば、OECDや国連がそれぞれが統計に関して責任を持っているということになります。そうすると、各国で勝手に統計をつくってしまわれては困るものですから、マニュアルとかハンドブックを、国連などがその改訂に責任を持っておりまして、それに基づいて統計をつくって、それを報告させるという義務があることになっております。

そうすると、ここで出てくるような達成状況の評価を考えたときに、自治体ごとに勝手にマニュアルとかハンドブックをつくられて、そういうものを評価としても、非常にわかりにくくなってしまうということですから、我々の経済の常識で考えると、その責任はやはり国が持つべきであるわけです。唯一国が持つべきところは評価基準をつくり、それをあわせて自治体に運営させて、それを報告させていくということになるのではないのかなという気がいたしました。

統計をつくるというのは非常に重要なことを意味しておりまして、インデックスをつくるということですが、そのインデックスと政策の変更とか発動に対して関連性を持たせるのが重要なところでありまして、その辺を明確にしていく必要があるのではないのかなというのが、経済から見たときの感想になります。

もう一つの大きなトピックは、情報の作成頻度というもので、物価統計であるならば、例えば月次であったものが今、民間ではデイリーインデックスがつくられていたりとか、株であれば秒単位のインディケータが出てきたりとか、しています。ティック・タイムといいますが、その状況に応じて必要な時間基準が存在しています。我々もデイリーの消費者物価指数をつくるというのをやっているわけでありましてけれども、経済の成熟化や進化が進むなかでは、例えば5年置きというのが出てきましたが、ほんとうはもう少し高い頻度でウォッチしていくべきかもしれない。

そのときに、何かが出てきたときに一気に政策の変更をさせるようなことはとても難しいので、やはり政策評価をしていくタイミングの頻度一緒にあわせて見て、状況の把握と政策の連携と、それを修正させるための指針みたいなことを有機的に結合させていくことを考えていかないと、ばらばらに政策だけが進んでいってしまうような感想を持ったということでもあります。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【D委員】 簡単に、8ページの緑地の保全及び施策の方向性のところですけども、先ほどの繰り返しなんですけど、集約型都市構造というわりには、ここに書いてある4つの内容がディテールであり新規性がない、それから、樹木のCO₂吸収量というのは微々たるものですから、そういう形で緑地を攻めるとあまりはかばかしい結果が得られないのではないかというのが正直な印象です。ですから、先ほど申し上げたような集約型都市構造を実現するための緑地の都市構造的な、そこを重点に施策の方向性について書いていくべきであろうと思います。

2つ目の黒ポチは、拠点となるところと郊外のところと一緒に書いてありまして、よくわからないので、拠点に関してはしっかりやるということで、新規性のあるものとして、構造の話と拠点の話はもう少ししっかり書き込んでいただければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【E委員】 幾つかありまして、ちょっと細かいことですが、最初に、2ページ目の目標の中で、例えば③に「自然と共生し、緑豊かで美しく風格あるまち」と出てくるんです。自治体で計画をつくると、美しいとか風格あるとか、法制的に意味のない言葉が出ること

がありますが、今回の文章には、結構この類いの表現がみられます。最近、国もこういう使い方をすることがあるとは聞いていますが、こういう表現を本格的に使うようにするのか、どうかということです。これは、書き方としては、今後、大きな変化になると思います。法制的にはあまり意味のないところで、あえてこうして表現をする必要があるのかなという素朴な疑問があります。

2番目は、4ページの社会資本整備総合交付金の部分です。先ほどF委員が言われたようなことについては多分抜け道があるので、その弊害はないということを前提にすれば、このぐらいの記述の方針を示したほうが、意欲的な自治体に取り組んでもらいやすいのではないかという感想を私自身は持ちました。

ただし、これに付随して2つあります。9ページ目の低炭素化促進計画について、一応「望ましい」ということになっています。仮につくらないという団体がいた場合に、これにかわるようなものをどういうふうに求めるのか。この点にどう対処するかを考えてほしいと思います。

もう一つ、一番大きいのは、10ページの低炭素まちづくり計画の期間です。京都議定書との関係で5年程度に設定されるということが、今回は形式的に求められるということ自体は私も理解するんですが、先ほどD委員も言われていましたけれども、本来、都市構造を集約化して低炭素にするということは、とても5年とか10年で成果の出ることではなくて、それこそ30年とか半世紀とか、このぐらいかけて取り組まなければならないことなんです。

5年ぐらいで果たせる都市構造の集約化でできる成果と、本来30年だとか半世紀だとか1世紀かけて目指さなければならないことには、ほんとうは大きなギャップがあります。都市構造的に言うと、長期で見てちゃんとはかれるかということのほうが、格段に重要だと思います。

短期の目標がなければなかなかこの計画はつukれないということは事実ですが、この背景には、ほんとうの意味での都市構造の集約化を図る長期目標についても考えなければだめだと思います。また、5年間における目標がどのぐらい達成されたかという達成度を評価する場合も、最終的には長期計画に向けてどうなのかということが本来一番重要なことなので、そのエクスキューズなども考えて、長期目標をしっかりと考えてもらったほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【G委員】 かなり具体的な実務的な内容ですので、この法律ができた後にひとつ実務で考えておくことは、公物管理を通じてこの法律を支えていくというやり方で、要するに公共施設の占用許可とかについて工夫することがいろいろなところに出ていて、まだ現在では、都市公園だとか港湾とかの公共空間に本来の役割があって、それに対して今回はエネルギーのために一肌脱ぎますという形ですけれども、多分これがだんだん進んでいくと、そもそも公共施設の本来の目的の中に、今回の法律の基本にあることがだんだん浸透してくるような関係があって、公物管理のほうの仕組みもこの法律の推進とともにだんだん性格が変わっていくようなことがあるのではないかという気がしますので、公物管理を通じた協調体制に留意されて進めていただけるといいかなと思いました。

2つ目は、同じような支援で、公安委員会にご協力いただいて、いろいろな交通規制とか流入規制のようなことを一緒に横でやらないと、なかなかこういう世界は実現できないと思いますので、それを実務的にこのレベルで考えてやっていただくことが大事なかなと思います。

協議会のところについては、かなり意識されて柔軟に協議会を運用するというところにされたと思うんですけども、その内実は、このペーパーでも書いてありますように、計画は法定のものだけでも、今回これに関連したものが相当横並びで並んで、自治体のほうとしてもかなり負担感がある形になってきますので、計画の一体作成といったあたりのルールについても配慮しながら進めていくことが大事なかなと思います。11ページに書いてあるあたりにも留意していただければと思います。

以上、3点です。

【委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【C委員】 10ページの②の低炭素まちづくり計画の区域の問題についてですけども、ここで言う区域というのは、個々の市町村の全体という広域的なものから、区域を絞ったターゲット的な非常に狭い区域まで、すべて想定しているように見えます。しかも講ずる施策の種類やそれぞれの地域の実情に応じて設定されるとなると、複数の種類の計画が同一の市町村で、一部は重なったり、あるいは重ならないという形で設定されることもあり得るのでななかろうかと感じた次第です。

とりわけ、ここに書いてあります緑地となりますと、1つの市とか、場合によってはそれを超えた範囲での広域的な区域設定が必要になるかと思えますし、あるいは、ここに書いていない例で言いますと、パークアンドライドを考えた場合は、中心市街地における交通計画とか商業政策の問題と、周辺の郊外の鉄道とか地下鉄駅周辺における駐車場整備とか、おそらくそういったものを組み合わせて計画を設定していかなければならないことになるのではないかと思います。

そういったことを考えますと、先ほど言いましたように区域設定をどのように考えているのか、それから、複数の異なった種類の区域を重ねて設定するということもあり得るのかどうか、その辺が気になった次第です。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、私からも1つ申し上げたいんですが、低炭素ということで、低炭素を中心に述べているので、ある意味ではやむを得ないと思うんですけども、実際、都市をマネジメントする、ないしは都市政策を考えるときに、低炭素だけではない、重要な、成長の話とかインフラの整備などもあると思うんですが、そういったものとコンフリクトを起こしたときに、低炭素化を促進していくという範疇でどう考えていくかというのは、ちょっと書かれてもいいのかなと。低炭素だけに視野を絞ってしまってそこだけやるというのではなくて、市町村としては都市全体のことをいろいろ考えなければいけないので、低炭素とほかの非常に重要な目標とをどういうふうに対峙させて、あるいはどういうふうによく解決していくのかというところがちょっとあってもいいかなという感じがしました。

なかなか簡単ではないので難しいとは思いますが、こういうある特定目的のための法律は、とにかくそれだけを尊重しがちなので、それを少し配慮してもいいのかなとは感じました。

大体よろしいでしょうか。

それでは、時間も大体来ておりますので、この議題についてはこの程度にさせていただきますと思います。

議事次第に「その他」とございますけれども、何かありますでしょうか。

【事務局】 資料2でお示いたしました「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」でございますけれども、本日多くのご意見をいただきましたので、また委員の皆様方には必要に応じて個別にご相談にお伺いさせていただきまして、それを踏まえまして次回、中間取りまとめという形で最終的なご議論をいただいて決定したいと考えております

ので、よろしくお願いいたします。

次回の委員会の開催でございますけれども、調整させていただいて、改めてご連絡、ご案内を差し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。

事務局の方に進行をお返しいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、これもちまして第17回都市計画制度小委員会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、資料を机の上に置いていただければ、後日送付いたします。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —